

平成二十年四月二十一日提出
質問第三一三三号

歯科診療の予防医学、介護予防における位置付け並びに診療報酬請求に対する審査等に関する

質問主意書

提出者 江田 憲 司

歯科診療の予防医学、介護予防における位置付け並びに診療報酬請求に対する審査等に関する

質問主意書

一 政府は、予防医学、介護予防の観点から、歯科診療をどう位置付けているのか。

二 特に「口腔機能の向上」は、高齢者の健康や生活の質の維持・向上に重要であり、かつ医療経済の面からも有用と考えるが、医療保険、介護保険等の中で、より一層重要な扱い、位置付けをしていくべきではないか。

三 近年、歯周病と糖尿病の因果関係に関する論文が発表されたり、糖尿病患者に対し歯周病の治療を行うことで血糖値が改善したとの報告もあると聞いているが、厚生労働省は、この両者の関係をどう認識しているか。また、この両者の因果関係について解明していく考えはあるか。ある場合はどう行っていくのか。

四 歯科診療報酬の算定方法に関する解釈や診療報酬の審査上の取扱いは、診療報酬に関する法令規則等により規定されており、当然のことながら、全国統一の公平な運用がなされるものでなければならないが、神奈川県における歯科診療報酬に関する審査上の運用は、全国と比べて大きく異なっていると聞く。従っ

て、以下質問する。

① 診療報酬点数ベースでみた場合、神奈川県社会保険診療報酬支払基金における歯科診療報酬請求に対する査定額はいくらで、全国合計額の何割を占めているのか。

② 請求件数ベースでみた場合、神奈川県の査定率は、全国と比較してどの程度なのか。

③ 神奈川県における審査が全国に比べて極めて厳しい取扱いになっていると考えられるが、厚生労働省として、その要因等の調査分析を行っているか。その要因等をどう捉えているか。

④ 全国統一の公平な運用の観点から、この神奈川県のケースについて、厚生労働省は今後どのような対応をとっていくのか。

右質問する。